

豊明市コミュニティバス運行事業者選定プロポーザル審査結果

平成30年11月15日

豊明市コミュニティバス運行事業者選定委員会

委員長 松本 幸正

1 審査結果

豊明市コミュニティバス運行事業者の選定を、公募型プロポーザル方式で実施し、次の通り最優秀提案者を決定した。

最優秀提案者 名鉄バス株式会社 評価点数549点（750点中）

2 審査委員

豊明市コミュニティバス運行事業者選定委員会委員5名

豊明市コミュニティバス運行事業者選定プロポーザル評価基準

豊明市コミュニティバス運行事業者選定プロポーザルにおける最優秀提案者の評価基準は、次のとおりとする。

1 審査方法

プレゼンテーション審査

ア 1社40分（入退室、機器設置及び撤収時間を含む）とする。

（ア） 入退室、機器設置及び撤収 10分

（イ） プレゼンテーション 20分

（ウ） ヒアリング（質問） 10分

イ プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を使用して行うこととする。

2 評価方法

（1）書類審査

提出された企画提案書等の内容について、別添豊明市コミュニティバス運行事業者の選定に関するプロポーザル評価表（以下「評価表」という。）1及び2に基づき、豊明市コミュニティバス運行事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が事前に審査を行う。（50点満点）

（2）プレゼンテーション審査

豊明市コミュニティバス運行事業者選定基準（以下「選定基準」という。）3に定める委員が、評価表3に基づき、企画提案毎に点数をつける。（1人100点、500点満点）

（3）最優秀提案者

企画提案毎に（1）及び（2）の点数を合計し、750点満点中450点以上獲得した提案者のうち、もっとも高い点数を獲得した提案者を最優秀提案者とする。なお、審査会参加希望者が1者の場合は、各委員がつけた点数が全員90点以上だった場合について、その提案者を最優秀提案者とする。

（4）同得点数の場合

ア 同得点数となった提案者のみで判断する。

イ 各委員が付けた「Ⅳ 運行の安全性」、「Ⅴ 利用促進」、「Ⅸ その他」の3つの評価項目の点数を提案者別に合計し、最高点数を得た提案者を最優秀提案者とする。

ウ 「Ⅲ 運行経費」及び「Ⅳ 運行の安全性」、「Ⅷ 利用促進」、「Ⅸ その他」の4つの評価項目の点数が同得点の場合には、くじ引きで最優秀提案者を決定する。

（5）規定点数以下の場合

すべての企画提案が（3）に規定する点数を下回った場合は、再度公募を実施する。

3 審査結果の公表及び通知

（1）審査の結果は、全提案者に審査員全員の点数を合計したものを明記し文書により通知する。電話や口頭、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。

（2）審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

（3）審査結果について、最優秀提案者は、豊明市のHP等で提案者名及び合計得点を公開する。
なお、選定委員毎の得点は非公開とする。

（4）審査結果内容について公開を求められた場合は、豊明市情報公開条例による。

豊明市コミュニティバス運行事業者選定委員会 配点表

評価項目	配点
I 事業者概要	10
II 事業担当体制	10
III 運行経費	30
IV 運行の安全性	20
V 利用促進	40
VI 環境への配慮	5
VII 緊急時の対応	10
VIII 工程計画	5
IX その他	20
合 計	150